

平成30年度
東京都水防計画(案)について

東京都建設局河川部



東京都水防計画とは。。。

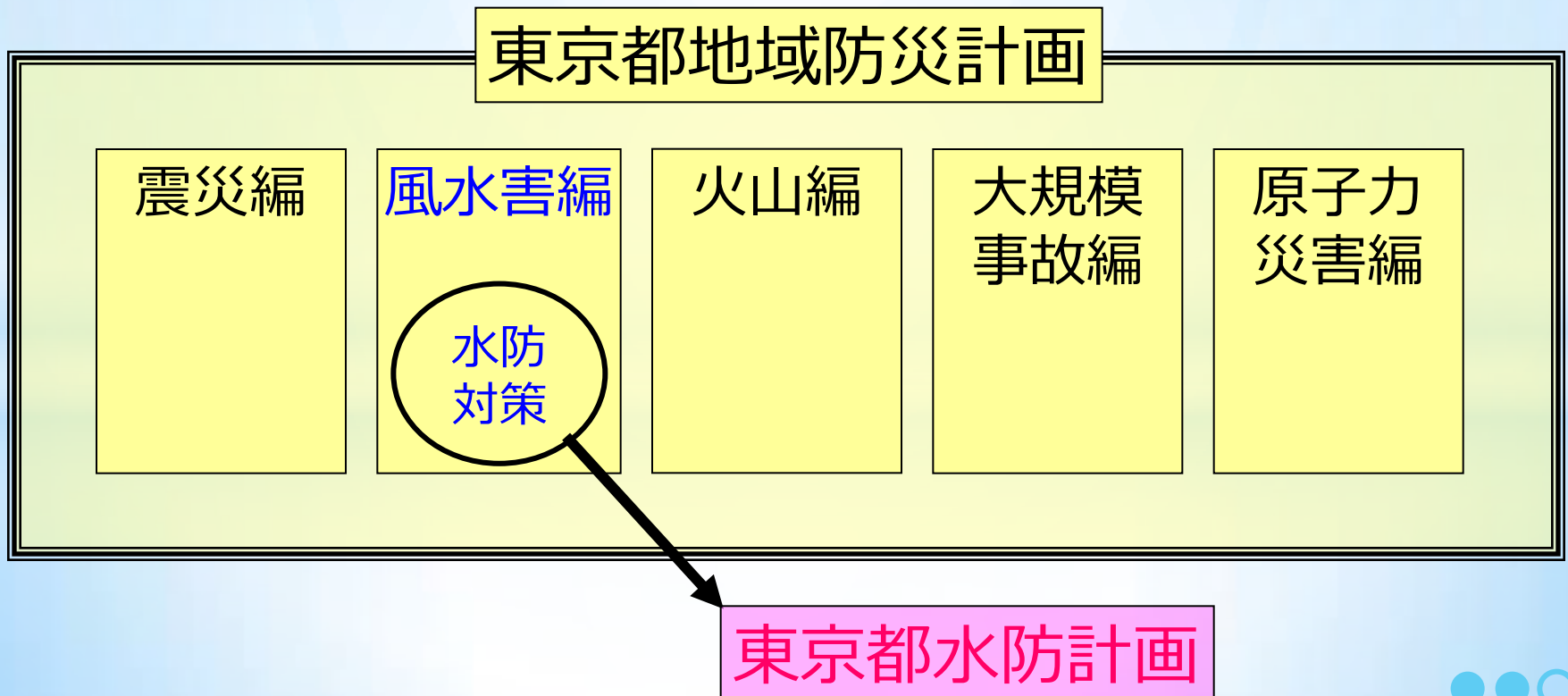
- 水防法第7条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による水害を防ぎ、被害を軽減することを目的
- 水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を規定

主な構成内容

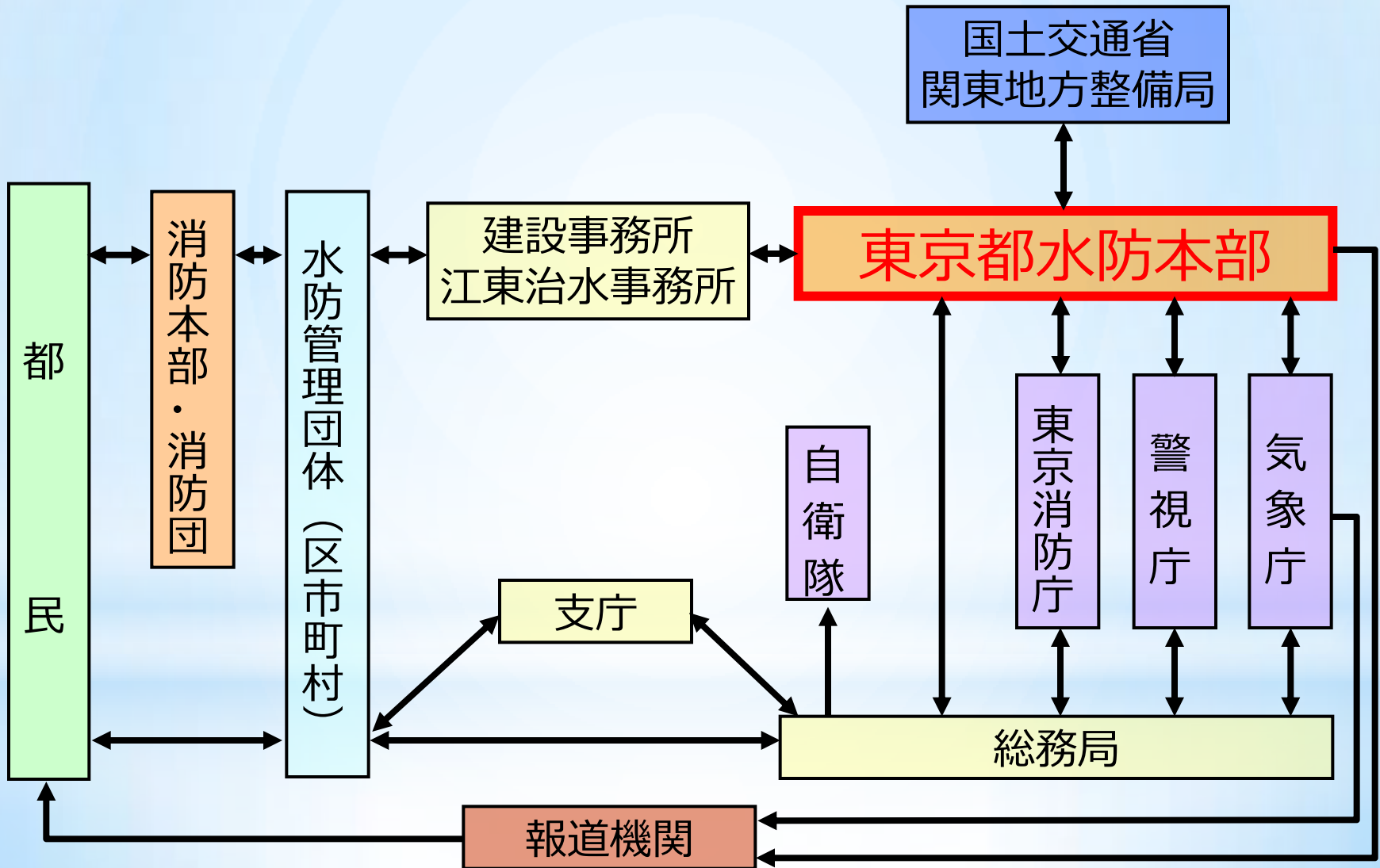
- 総則、用語の解説 (第1章)
- 水防組織とその責任 (第2章)
- 水防活動、情報伝達、通信連絡等 (第3～6章)
- 水門等の操作 (第7章)
- 水防工法、水防資器材等の整備 (第8章)
- 防災情報の提供 (第9章)

東京都地域防災計画との関係

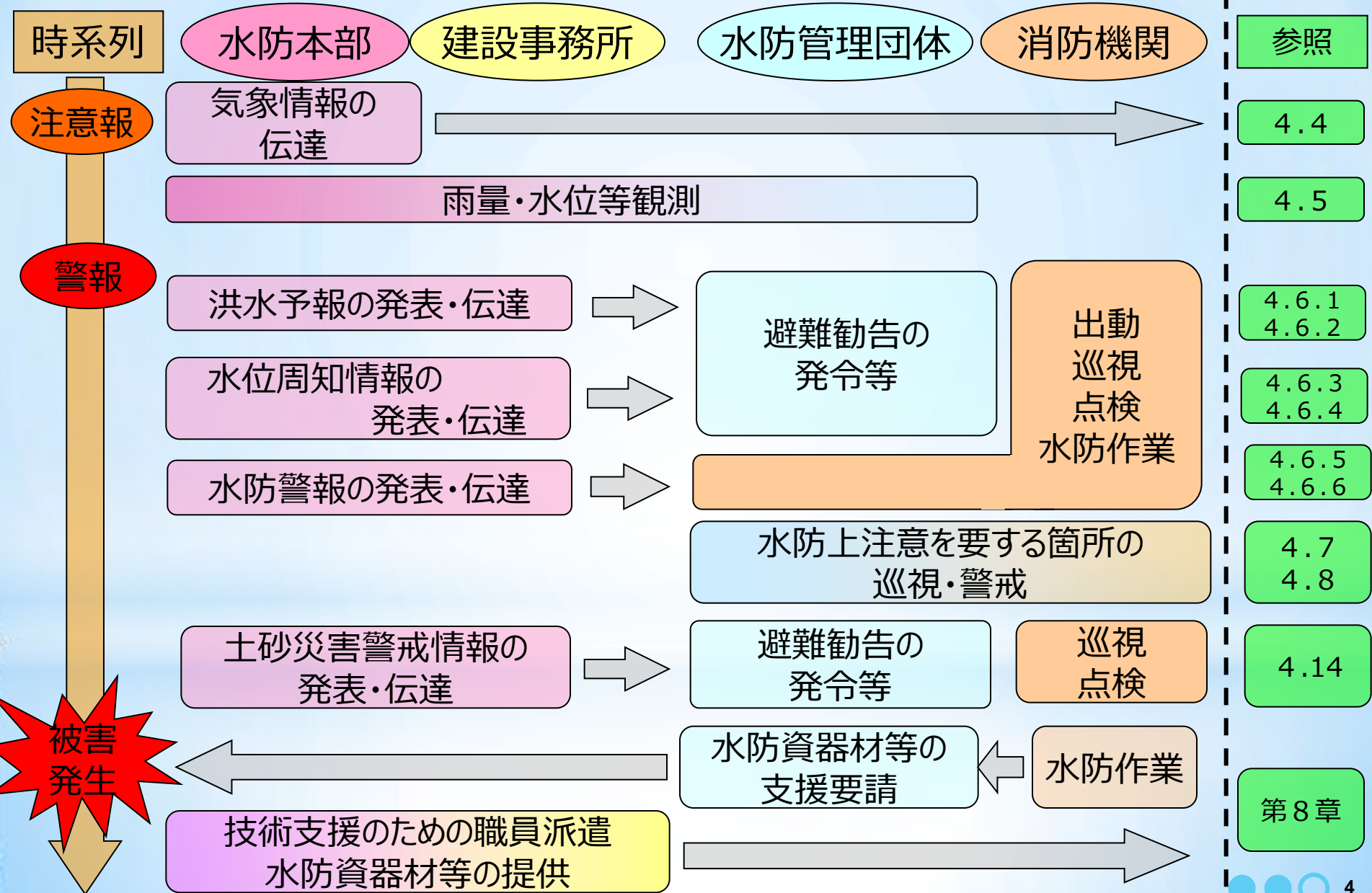
- 東京都地域防災計画（風水害編）のうち、水防対策に関する具体的事項について、本水防計画において定めるものとされている。



● 東京都の水防組織について



水防活動の流れ



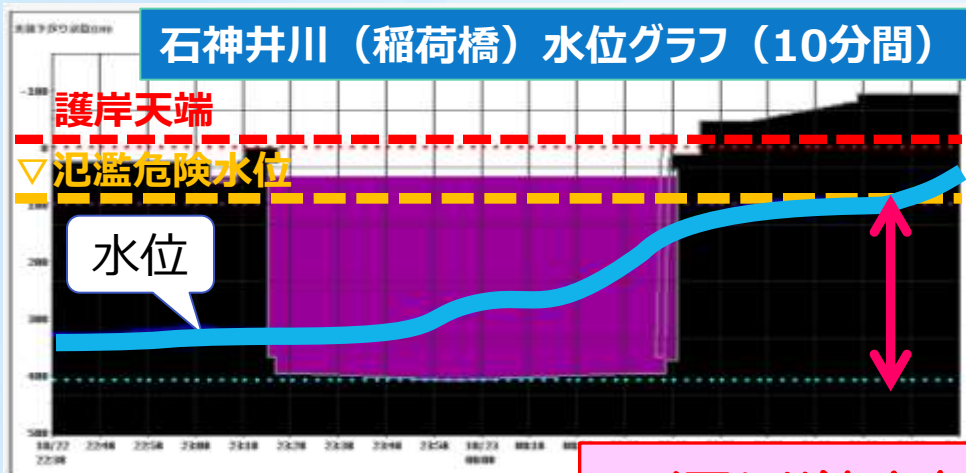
平成29年の水防本部設置状況

水防本部 10回

連絡態勢 51回 計 61回

	日付		備考
第1回	6.21	集中豪雨	
第2回	7.4	台風3号	
第3回	7.18	集中豪雨	
第4回	7.25	集中豪雨	
第5回	8.1	集中豪雨	
第6回	8.7~8	台風5号	
第7回	8.15	集中豪雨	
第8回	8.19	集中豪雨	氾濫危険情報（石神井川、善福寺川）
第9回	8.30	集中豪雨	
第10回	10.22~ 10.24	台風 21号	氾濫危険情報（石神井川、境川） 土砂災害警戒情報 30区市町村に発表 （八王子市・あきる野市・日の出町・檜原村・町田市・奥多摩町・練馬区・日野市・多摩市・稲城市・西東京市・武蔵村山市・昭島市・立川市・東大和市・中野区・杉並区・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・清瀬市・東久留米市・羽村市・瑞穂町）

① 10月22～24日台風21号による水防活動（第10回水防本部）



水位上昇状況（善福寺川 西田端橋）

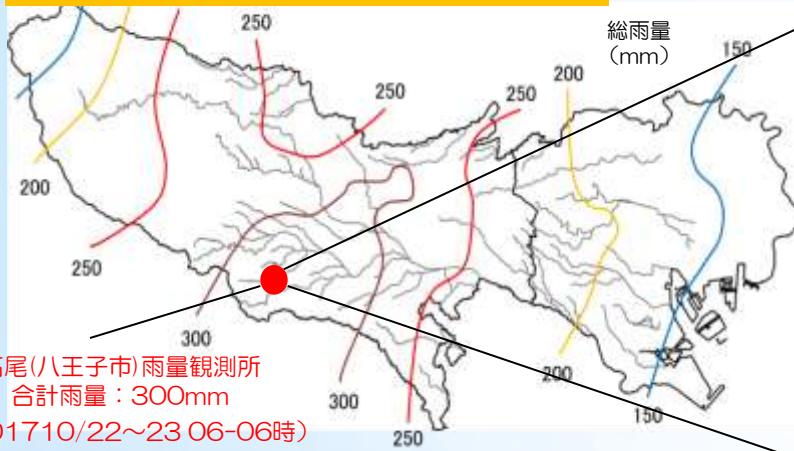
河川溢水無し

東京都水防本部

- 10月22日12時42分 第10回水防本部を設置
- 石神井川、境川にて、氾濫危険情報を発表
- 14の調節池で洪水を取水し、河川からの溢水被害なし
- 30区市町村に土砂災害警戒情報を発表
- 本庁、事務所職員のべ230名が水防業務に携わり、水防警報等の水防情報を関係機関に合計170回伝達

②10月22～24日台風21号による水防活動（第10回水防本部） （南浅川（八王子市）の被災について）

等雨量線図（総雨量）



被災直後



応急仮復旧状況



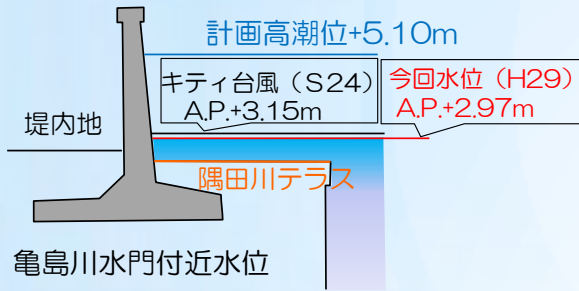
応急復旧完了



③ 10月22～24日台風21号による水防活動（第10回水防本部） （高潮について）

台風襲来時の水位状況

都内38年ぶりの高潮警報



S 24.8キティ台風
（浸水被害約14万戸）
と同規模の高潮が発生

台風襲来時の河川状況

隅田川 駒形橋上流左岸（墨田区）



平成29年10月23日

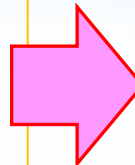
隅田川 大島川水門（江東区）



平成29年10月23日

もし、同様の高潮が発生し、堤防や水門がなかったら・・・

- 想定被災人口 : 約250万人
- 想定浸水面積 : 約176km²
- 想定被害額 : 約60兆円
- 想定浸水家屋 : 約46万棟



高潮による被害無し

平成30年度

東京都水防計画（案）の主な改定点

1. 平成30年度 水防上注意を要する箇所
2. 平成27年に改正された水防法への対応
3. 平成29年に改正された水防法への対応

1. 平成30年度水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所

- 洪水時により危険性が高いと想定される箇所で、
優先的に巡視点検し、水防活動の準備等を行う箇所

種 別	基 準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して 注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の 上昇に対して注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部 のため、その強さに注意を要する箇所
陸閘（りっこう）	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって 注意を要する箇所

洪水

大雨時に洪水による溢水に対して
注意を要する箇所 (18河川70箇所)



高潮

台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して
注意を要する箇所 (3河川5箇所)



堤防・護岸の強さ

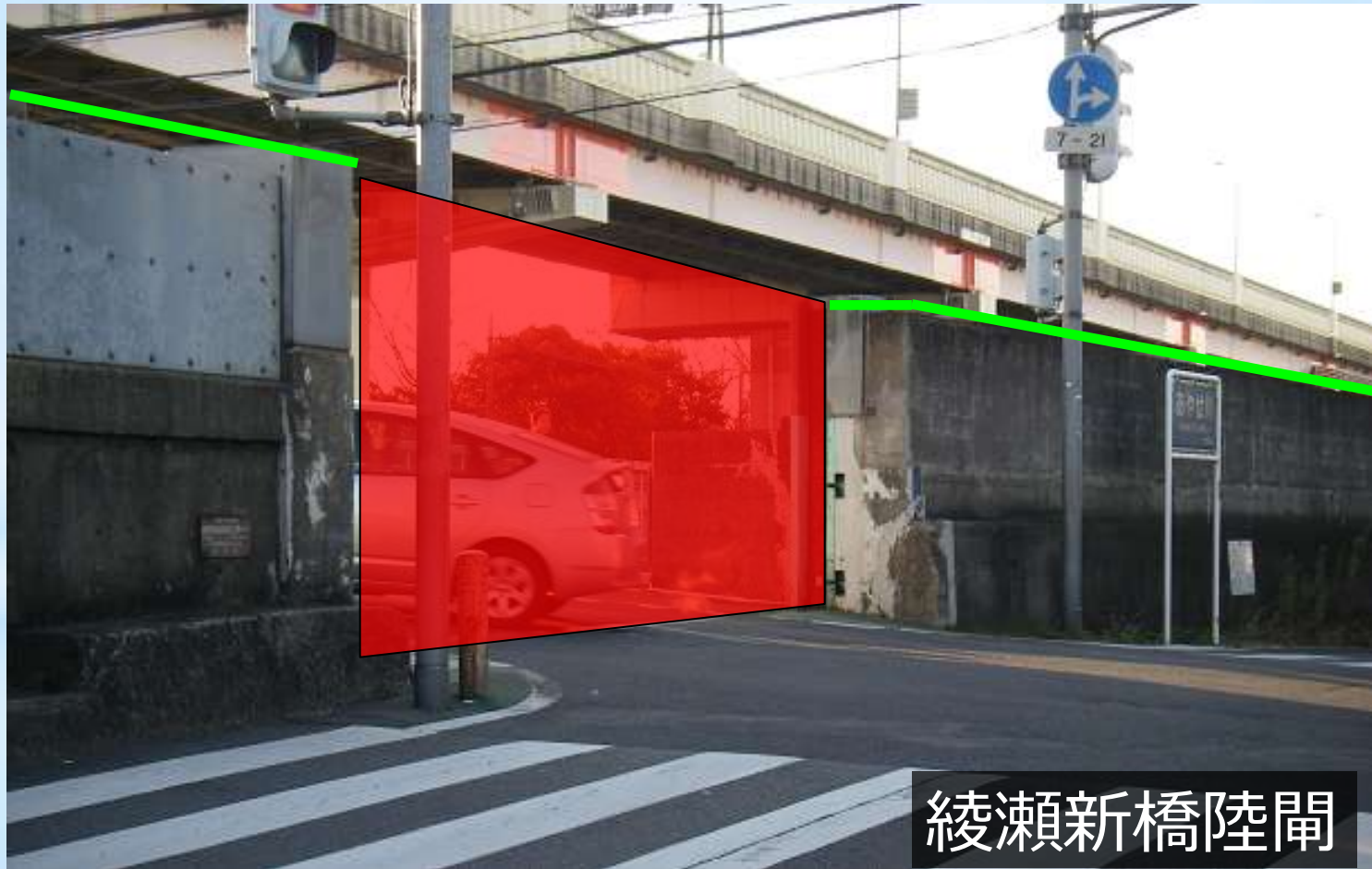
堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、
その強さに注意を要する箇所 (11河川21箇所)



陸閘(りっこう)

陸閘が設置されている箇所

(6河川23箇所)



綾瀬新橋陸閘

工事施工

河川工事等の施工によって注意を要する箇所

(34河川132箇所)



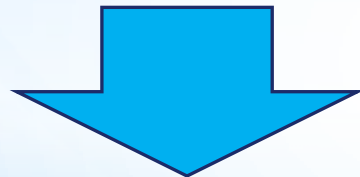
平成30年度 水防上注意を要する箇所 一覧

種 別	箇 所 数
洪水	70 箇所
高 潮	5 箇所
堤防・護岸の強さ	21 箇所
陸 圃	23 箇所
工事施工	132 箇所
計	251 箇所

2. 平成27年に改正された水防法への対応

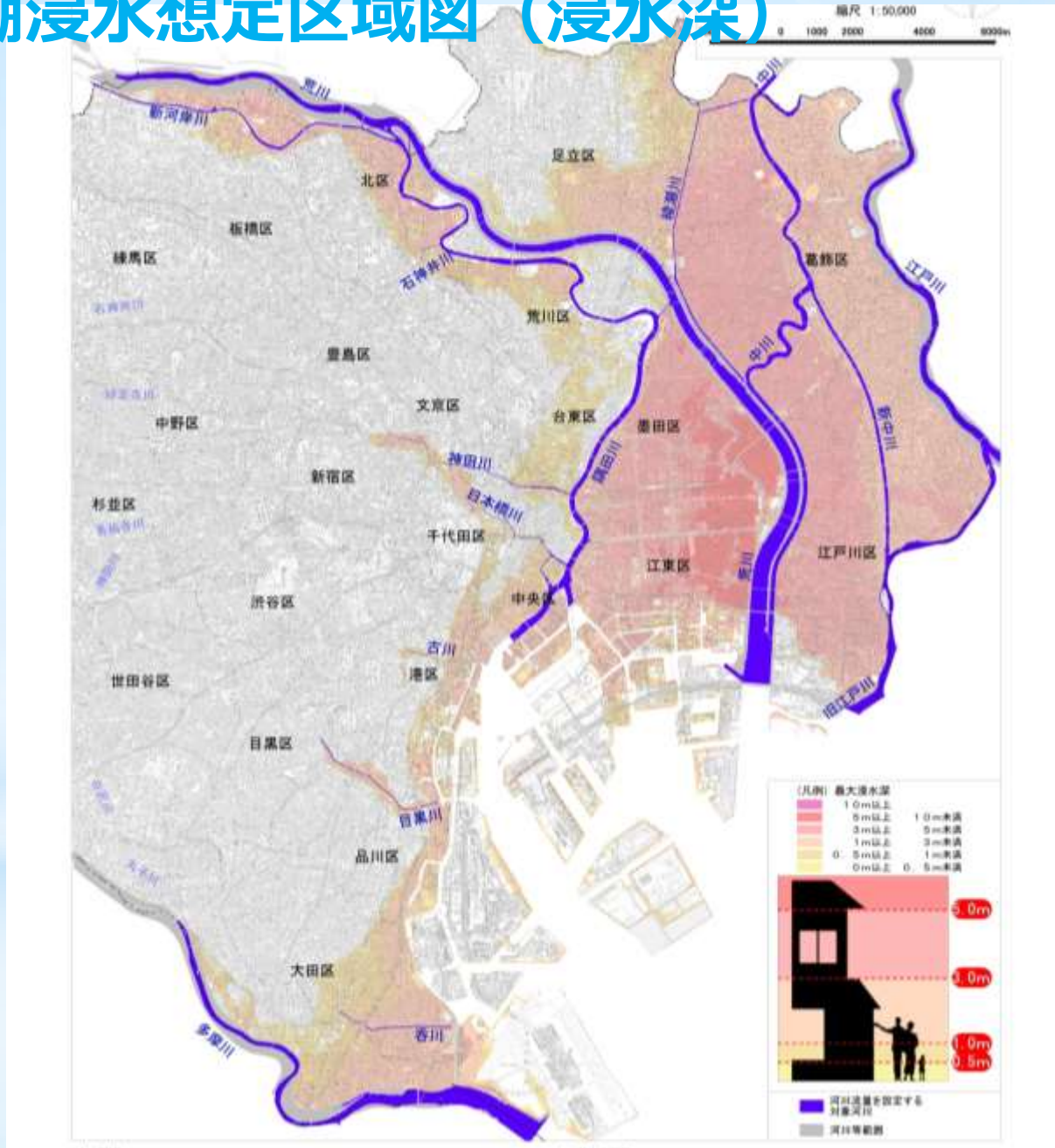
① 高潮浸水想定区域図の作成

- ・台風の接近に伴う想定し得る最大規模の高潮による浸水を想定した区域をシミュレーションを実施し作成。
- ・我が国既往最大台風（室戸台風：中心気圧910hPa）を想定し、高潮による浸水が最大となる設定で作成。



高潮特別警戒水位の設定を検討し、
水位周知海岸および浸水想定区域の指定を行う。

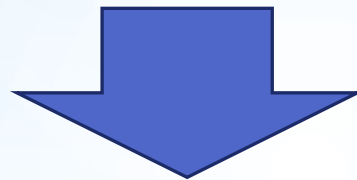
東京都高潮浸水想定区域图 (浸水深)



②神田川、善福寺川、妙正寺川浸水想定区域図の更新

想定降雨	東海豪雨規模	⇒	想定最大規模
雨量	総雨量 589ミリ	⇒	690ミリ
	時間最大雨量 114ミリ	⇒	153ミリ

- ・洪水予報、水位周知関係区市の変更なし。



順次、都内の洪水予報河川、水位周知河川を対象に浸水想定区域図を改定し公表していく。

水防計画の改訂点

第9章 防災情報の提供

3. 平成29年に改正された水防法への対応

水防法一部改正の主な概要

- ①大規模氾濫減災協議会制度の創設
- ②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化 など

水防計画の改訂点

資料編 1.関係法令等

◆関係法令の追加

- ・資1.1 水防法
- ・資1.2 水防法施行令
- ・資1.3 水防法施行規則
- ・資1.6 水防法施行通知（平成29年6月19日）

大規模氾濫減災協議会

平成29年の水防法改正に伴い、平成29年12月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」を設置。

東京都管理河川の溢水氾濫等に伴う水害に対し、「人的被害をなくすこと」、「物的被害を最小限度にとどめること」を目指し、減災に係る取組事項をまとめた取組方針を策定し、毎年フォローアップする。

全区市町村長（島しょ部を除く）、国等の関係機関及び都の関係各局を構成員とし、浸水予想区域図等の水害リスク情報や減災に係る取組事項等について協議する。